大切な一票を活かすため、必ず投票しましょう

参議院議員選挙

【投票日時】7月21日（日）午前7時～午後8時**【持ち物】**入場整理券　＊入場整理券は、世帯の対象者全員分を一つの封筒に入れて郵送　＊入場整理券がない場合でも対象者であれば投票可

【区内で転居した方の投票所】▼平成25年6月21日までに転居の届出をした方＝新住所地の投票所　▼25年6月22日以降に転居の届出をした方＝前住所地の投票所

■点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。

■代理投票

身体に障害等があり、候補者名や政党名を記入できない方は、係員が代筆します。

■体が不自由な方への介助

車椅子利用者等は、係員が投票所内の移動を介助します。

■期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は、期日前投票ができます。

■選挙公報

選挙公報は、区内のすべてのご家庭に配布します。また、各出張所・図書館等でもご覧になれます。

【問合せ】選挙管理委員会事務局☎5608―6320

決定通知書をお送りします

介護保険料

65歳以上の方の平成25年度介護保険料（年額）が決定しました。対象となる方には、今月中旬に「介護保険料通知書（決定通知書）」をお送りします。今回通知する保険料額は、確定した今年度の住民税課税状況に基づき算出したもので、25年4月～26年3月の1年間分となります。

■介護保険料の納付方法

原則として、支給される公的年金から介護保険料を特別徴収する方法となります。

ただし、▼老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円未満の方　▼65歳の誕生日から6か月以上経過していない方　▼区に転入して6か月以上経過していない方　▼介護保険料が減額になった方　などは、区からお送りする納付書や口座振替で納める普通徴収の方法となります。納付書で納付する方については、今回お送りする決定通知書に7月分～9月分の納付書を同封しますので、各納期限までに納めてください。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当☎5608―6937

8月に更新します

国民健康保険の高齢受給者証

国民健康保険加入の70歳～74歳の方に交付している高齢受給者証は、毎年8月に更新となるため、新しい高齢受給者証を今月下旬に郵送します。現在お持ちの高齢受給者証は、8月1日以降に、問合せ先または各出張所へ直接お持ちいただくか、郵送でご返却ください。

なお、自己負担割合が1割の方の高齢受給者証には、負担割合が「2割（ただし、平成26年3月31日までは1割）」と記載されています。これは、1割負担が26年3月31日まで継続されることになったためです。

また、年度途中で後期高齢者医療制度へ移る方の有効期限は、75歳の誕生日の前日となります。

■負担割合の軽減

高齢受給者証をお持ちで、次のいずれかに該当する方は、申請により負担割合が1割に軽減されます。申請方法などの詳細は、お問い合わせください。

【軽減の対象】▼3割負担の方のうち、同じ世帯に属する70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計が520万円未満（1人の世帯では収入が383万円未満）である方　▼同じ世帯に属する方が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、新たに3割負担となった方のうち、課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上であり、後期高齢者も含めた収入の合計が520万円未満である方**【問合せ】**〒130―8640国保年金課こくほ資格係（区役所2階）☎5608―6122

すみだに隠された宝箱を探しに出掛けよう

リアル宝探し in すみだ

観光誘客キャンペーン「すみだまち歩き博覧会」のまち歩きイベントとして、子ども向けの宝探しイベントを開催します。

宝の地図を頼りに、区内5か所に隠された宝箱を探してください。宝箱を見つけた方の中から抽選で、すみだゆかりの賞品等を差し上げます。

【とき】7月13日（土）～9月30日（月）午前10時～午後5時**【費用】**無料**【宝の地図の配布場所】**産業観光プラザ すみだ まち処（どころ）（押上1―1―2東京ソラマチ®5階）、吾妻橋観光案内所（吾妻橋1―16―1）、両国観光案内所（両国2―19―1ザ・ホテル ベルグランデ1階）、江戸東京博物館1階観光案内コーナー（横網1―4―1）**【問合せ】**観光課観光担当☎5608―6500

認可保育園への入園・転園児を募集します

私立「両国・なかよし保育園」

10月1日に開園予定の私立「両国・なかよし保育園」（両国1―10―7）への、入園・転園児を募集します。すでに、ほかの認可保育園への入園申込済で、希望園を変更する場合は、「希望確認書」を申込先へご提出ください。なお、締切日直前は、窓口が込み合いますので、早めにお申し込みください。

【対象】区に住民登録があり、平成19年4月2日～25年8月6日に生まれた乳幼児　＊区に住民登録がなくても、対象となる場合あり**【募集数】**▼0歳児＝9人　▼1歳児＝15人　▼2歳児＝18人　▼3歳児～5歳児＝各20人

【開園時間・保育料】「保育園入園申込みのご案内」を参照**【保育園入園申込みのご案内等の配布場所】**児童・保育課（区役所4階）、各出張所・保育園、子育て支援総合センター（京島1―35―9―103）　＊区ホームページから出力可**【申込み】**申込書等を直接、8月15日午後5時までに、いずれかの申込先へ▼児童・保育課保育園入園係（区役所4階）▼区内の各認可保育園　＊郵送やファクスでの申込みは不可

【問合せ】児童・保育課保育園入園係☎5608―6152

平成26年度採用の職員を募集します

墨田区常勤職員・福祉（保育士）

【選考区分・採用予定数・受験資格等】下表のとおり**【第1次選考日】**8月25日（日）**【採用選考案内・申込書の配布場所】**職員課（区役所8階）、区民情報コーナー（区役所1階）、各出張所・図書館・コミュニティ会館等**【申込み】**申込書等を直接または郵送で8月2日（消印有効）までに〒130―8640職員課人事担当☎5608―6244へ

■26年度採用　墨田区常勤職員の募集

区分	選考区分（職種）	採用予定数	受験資格
Ⅱ類	福祉（保育士）	13人程度	昭和59年4月2日～平成6年4月1日生まれで、保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方　＊国籍は不問　＊資格を有する方で都道府県知事の登録を受けていない方、または資格取得見込みの方は、26年3月31日までに都道府県知事の登録を受ける必要あり　＊取得見込みとして受験した方が26年3月31日までに保育士の資格を取得できないときは採用不可

㊟詳しくは、採用選考案内をご覧ください。

広告　ケーブルテレビもネットも電話もまとめてお得に。ご相談は地元の J:COMすみだ・台東へ ☎0120-999-000(9:00～21:00)

平成25年度の保険料額等をお知らせします

後期高齢者医療制度

平成25年度の保険料額等について

25年度の保険料額決定通知書等をお送りします

■公的年金からの特別徴収の方

25年度の保険料額決定通知書を、今月中旬にお送りします。

■普通徴収（納付書・口座振替での支払）の方

25年度の保険料額決定通知書と7月分～26年3月分の納付書を、今月中旬にお送りします。

なお、口座振替をご利用の方には、納付書をお送りしません。

■公的年金からの特別徴収と普通徴収を併用の方

7月分～9月分は、今月お送りする納付書等でお支払いいただき、10月分以降は公的年金からの特別徴収となります。

公的年金からの特別徴収を口座振替に変更できます

保険料の支払方法は、公的年金からの特別徴収が原則ですが、申出書と口座振替依頼書を提出していただくことで、口座振替に変更できます。申出書等の配布場所は、お問い合わせください。

社会保険料として控除されます

保険料は、所得税や住民税を計算する際の社会保険料として控除されます。社会保険料控除は、公的年金からの特別徴収の場合、ご本人に適用されますが、口座振替の場合は、口座振替により保険料をお支払いいただいた方（口座の名義人）に適用されます。なお、口座の名義人は、本人または生計を一つにする配偶者・そのほかの親族に限ります。

【問合せ】国保年金課長寿医療（後期高齢者医療）保険料担当☎5608－8100

自己負担割合の判定・軽減について

自己負担割合を判定します

医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合（1割または3割）を、平成24年の所得に基づき判定します。自己負担割合が変更となる方には、8月1日までに新しい保険証をお送りします。また、自己負担割合が変わらない方には保険証をお送りしませんので、現在お持ちの保険証を引き続きお使いください。

なお、自己負担割合に応じた1か月の自己負担限度額等については、下表のとおりです。

申請によって、自己負担割合等が軽減されます

■収入が一定基準未満の方

次のいずれかの基準に該当する方は、申請によって自己負担割合が3割から1割に軽減されます。

【対象】▼世帯の被保険者が1人で、収入が383万円未満の方　▼世帯の被保険者が2人以上で、収入の合計が520万円未満の方　▼住民税課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上の被保険者で、同一世帯に属する70歳～74歳の方も含めた収入の合計が520万円未満の方　＊いずれも収入には必要経費を含む

■世帯全員が住民税非課税の方

世帯全員が住民税非課税（区分Ⅰ・Ⅱ）に該当する方は、申請によって、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。認定証を医療機関等の窓口で提示することにより、医療費の自己負担限度額と入院時の食事代が減額されます。ただし、すでに認定証をお持ちで、引き続き対象となる方には、8月1日までに新しい認定証をお送りしますので、申請の必要はありません。

【問合せ】国保年金課長寿医療（後期高齢者医療）資格・給付担当☎5608－6192

■医療費の自己負担限度額等

区分・自己負担割合		対象	医療費の1か月の自己負担限度額		入院時の食事代（1食あたり）
			外来(個人ごと)	外来＋入院（世帯ごと）	
現役並み所得者（3割負担）		住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者および同一世帯の被保険者	4万4400円	8万100円　＊10割分の医療費が26万7000円を超えた場合、超えた分の1%を加算　＊過去1年間に高額療養費の支給を4回以上受けた場合、4回目以降は4万4400円	260円
一般（1割負担）		「現役並み所得者」「住民税非課税世帯」以外の方	1万2000円	4万4400円	
住民税非課税世帯（1割負担）	区分Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税である方	8000円	2万4600円	▶90日までの入院＝210円 ▶91日以上の入院＝160円
	区分Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であり、世帯の所得が一定基準以下の方		1万5000円	100円

ご利用ください

すみだ郷土文化資料館の展示解説

地元ボランティアによる展示解説で、すみだの歴史をお楽しみください。

■個人向け

[とき]第2・第3日曜日午後1時～4時**[申込み]**当日直接会場へ

■団体（20人以上）向け

[申込み]解説を希望する日の1か月前までに電話で問合せ先へ

[問合せ]すみだ郷土文化資料館（向島2－3－5）☎5619－7034

ご存じですか

国民年金保険料の免除制度等

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のための「保険料免除制度」と「若年者納付猶予制度（20歳代の方を対象）」があります。これらの制度は、本人・配偶者（免除制度は世帯主も）の前年の所得が一定基準以下の場合にご利用になれます。詳しくは、お問い合わせください。

[問合せ]国保年金課国民年金係☎5608－6130

外国人住民の方へ

住民票コードの通知

外国人住民の方も住民基本台帳ネットワークシステムの対象となったため、住民票に住民票コードが割り当てられ、住民基本台帳カードの申請等ができるようになりました。詳しくは、今月中旬に世帯主へお送りする「住民票コード通知票」をご確認ください。

[問合せ]▶通知票に関すること＝窓口課住民異動係☎5608－6105　▶制度全般に関すること＝総務省電話相談窓口☎0570－066－630（英語・中国語・韓国語など5か国語でも対応可）

いざというときに備えて

公共用消火器の保守点検

区では、火災発生時に地域で迅速な初期消火活動を行うことができるよう、区内全域の主要幹線道路等に公共用消火器を設置しています。これらの消火器を常に良好な状態で維持管理し、事故を未然に防止するため、区の委託業者が保守点検を実施します。なお、この保守点検に関し、区民の皆さんに費用の請求等をすることはありません。

[点検期間]11月上旬まで**[問合せ]**防災課防災係☎5608－6206

資源の有効活用・ごみの減量のため、ご協力ください

古着の回収

ご家庭で不用になった衣類を回収します。

[回収日]8月3日（土）・4日（日）午前9時～午後2時**[回収場所]**すみだ生涯学習センター（東向島2－38－7）**[対象]**区内在住の方**[回収品目]**衣類、スーツ、着物、ハンカチ、スカーフ、下着、カーテン等、洗濯済みで汚損していない古着や布製品　＊古布や、ぬれているものの回収は不可　＊ボタン、ベルトなどの装飾品の取り除きは不要**[持込方法]**ハンガー等を外し、半透明のごみ袋に入れ、当日直接会場へ**[問合せ]**すみだ清掃事務所分室☎3613－2228　＊詳細は区ホームページを参照

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　🖳＝ホームページアドレス

広告　「両国1丁目1番地の便利屋さん」草刈・草むしりはおまかせください。　2時間6300円/1人　☎0120-56-8181

無料で配布しています

すみだ観光まる得ブック Vol.3

すみだの旬な観光情報や、名所・旧跡等の魅力をご紹介する「すみだ観光まる得ブックVol.3」を無料で配布しています。

今回の特集は、下町クルージングや、伝統工芸体験等です。掲載された区内のお店で使えるお得なクーポンも付いていますので、ぜひ、ご活用ください。

[配布場所]産業観光プラザ すみだ まち処(ところ)(押上1－1－2東京ソラマチ5階)、吾妻橋観光案内所(吾妻橋1－16－1)、両国観光案内所(両国2－19－1ザ・ホテル ベルグランデ1階)、江戸東京博物館(横網1－4－1)、区民情報コーナー(区役所1階)ほか**[問合せ]**観光課観光担当☎5608－6500

一時、ご利用になれません

公的個人認証サービス

インターネットを活用して安全・確実な行政手続等を行う「公的個人認証サービス」は、通信機器を整備するため、一部の手続については、下記期間中、ご利用になれません。

[休止期間]▶オンラインによる窓口申請等業務＝7月26日(金)～30日(火)　▶電子証明書の発行・失効サービス＝7月29日(月)・30日(火)　＊パスワードの変更・初期化・ロック解除は利用可**[問合せ]**窓口課住民異動係☎5608－6102

閲覧できます

液状化による建物被害に備えるための手引

建築物の所有者等が、適切に液状化対策を立てられるよう、「液状化による建物被害に備えるための手引」を都のホームページや、問合せ先で閲覧することができます。地盤調査の方法や、液状化対策工法などをご紹介しているほか、液状化の可能性を知るための地盤調査データなどを掲載していますので、ぜひ、ご活用ください。

[問合せ]建築指導課構造担当(区役所9階)☎5608－1307

閲覧できるようになります

墨田区道路台帳現況図

問合せ先でご覧いただける「墨田区道路台帳現況図」について、7月12日から、区ホームページでも閲覧できるようになります。公道の種類や区道の路線番号、道路の現況幅員等が調べられますので、ぜひ、ご活用ください。

[問合せ]土木管理課土木管理担当(区役所10階)☎5608－6290

参加者と出展作品を募集しています

第60回墨田区文化祭

9月28日(土)～12月15日(日)に開催する「墨田区文化祭」の大会部門・展示部門の参加者と出展作品を募集しています。応募方法等、詳細は各申込先に電話でお問い合わせください。

[対象]区内在住在勤在学の方**[各開催日・申込先等]**下表のとおり**[問合せ]**生涯学習課生涯学習担当☎5608－6309

■墨田区文化祭(大会部門)

種別	とき	ところ	申込先	申込期限
詩吟大会	9月28日(土)	曳舟文化センター(京島1－38－11)	墨田区吟剣詩舞道連盟 大貫祥岳 ☎3626－7721	7月31日
合唱祭	9月29日(日)		墨田区合唱連盟　坂倉重徳 ☎3624－8717	7月31日
珠算競技大会	10月14日(祝)		墨田区珠算教育連盟 須田朋美 ☎3612－5888	9月14日
民謡民舞大会	10月19日(土)		墨田区民謡連盟　松井好行 ☎3611－7492	8月20日
日本舞踊素踊り大会	10月20日(日)		墨田区日本舞踊協会 宗像路子 ☎5653－7766	8月10日
三曲演奏会(琴・尺八・三味線)	10月27日(日)	すみだトリフォニーホール(錦糸1－2－3)	墨田区三曲協会　矢作精山 ☎3612－1652	8月15日
さくらフェスティバル〝dance〟	11月4日(月)	曳舟文化センター	さくらフェスティバル実行委員会　小杉稚依 ☎5830－3508	7月20日
太鼓大会	12月15日(日)	江戸東京博物館(横網1－4－1)	墨田区太鼓連盟　市東正明 ☎3631－8243	7月30日

■墨田区文化祭(展示部門)

種別	とき	ところ	申込先	申込期限等
絵画(先着50点)・自由作品(先着40点)	11月1日(金)～3日(祝)	すみだリバーサイドホール1階ギャラリー・2階イベントホール(区役所に併設)	生涯学習課生涯学習担当 ☎5608－6309	7月12日から受け付け
俳句			墨田区俳句連盟　秋山欣也 ☎3611－9333	9月15日
水墨画			墨田区水墨画協会 末永重一 ☎3618－0861	9月18日
写真			生涯学習課生涯学習担当 ☎5608－6309	10月9日
陶芸			墨田区陶芸連盟　遠藤 實 ☎3612－6397	10月10日
花道			墨田区花道茶道連盟 勝倉清泉 ☎3623－4782	10月15日
盆景			墨田区造景芸術連盟 配島湖蓉 ☎3612－9346	10月19日
書道			墨田区書道連盟　蕗野雅宣 ☎3618－2263	10月20日

注応募作品は全部門を通して1人1点とし、未発表のものに限ります。
注応募作品の裏面には、題名・住所・氏名(雅号)・電話番号を記載してください。
注写真・絵画・自由作品の受付は、平日の午前8時半～午後5時です。なお、実施時間・展示スペース等の関係上、申込期限前に募集を締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。
注公演部門(劇団区民劇場)の日時・演目等については、後日、本紙でご紹介します。

申請をお忘れなく

児童扶養手当・特別児童扶養手当

表1に該当し、児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請をまだ済ませていない方は、早めに手続をしてください。なお、手当は申請を受理した月の翌月分から支給されます。また、手当額・所得制限額は表2・表3のとおりです。詳しくは、お問い合わせください。

[問合せ]子育て計画課児童手当・医療助成係☎5608－6160

■手当を申請できる方　(表1)

児童扶養手当	次のいずれかに該当する、平成7年4月2日以降に生まれた児童(一定の障害がある場合は20歳未満の児童)を養育している母親または父親、養育者▶父母が離婚している　▶父または母が、死亡または生死不明である　▶父または母が重度の障害者(身体障害者手帳1・2級)である　▶父または母に1年以上遺棄されている　▶父または母が裁判所からの保護命令を受けている　▶父または母が1年以上拘禁されている　▶婚姻によらないで生まれた　＊支給要件に該当した日が10年3月31日以前の場合は、時効により申請不可(父子家庭を除く)
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方▶身体障害者手帳おおむね1級～3級程度(内部障害を含む)　▶愛の手帳おおむね1度～3度程度　▶上記と同程度の疾病か、身体または精神の障害がある

■手当額(月額)　(表2)

児童扶養手当(全額支給)	児童扶養手当(一部支給)	児童扶養手当加算額	特別児童扶養手当(特児1級)	特別児童扶養手当(特児2級)
4万1430円	9780円～4万1420円	▶第2子＝5000円 ▶第3子以降＝3000円	5万400円	3万3570円

■所得制限額　(表3)

扶養親族等の人数	児童扶養手当 本人 全部支給	児童扶養手当 本人 一部支給	児童扶養手当 配偶者・扶養義務者	特別児童扶養手当 本人	特別児童扶養手当 配偶者・扶養義務者
0人	19万円	192万円	236万円	459万6000円	628万7000円
1人	57万円	230万円	274万円	497万6000円	653万6000円
2人	95万円	268万円	312万円	535万6000円	674万9000円
3人	133万円	306万円	350万円	573万6000円	696万2000円
4人以上	1人増えるごとに38万円を加算	1人増えるごとに38万円を加算	1人増えるごとに38万円を加算	1人増えるごとに38万円を加算	1人増えるごとに21万3000円を加算

注所得とは、年間総収入から、▶給与所得の場合＝給与所得控除　▶事業所得の場合＝必要経費　をそれぞれ引いた額です。その他の控除に関する詳細は、お問い合わせください。
注児童扶養手当(本人)の所得は、養育費を受けている場合、その8割を加算した額となります。
注8月分以降の手当は、平成24年中の所得で判定します。

広告　手打蕎麦で落語を楽しめるのが、みつまさ寄席です。定席 金時、7月 風車、9月 金朝、11月 萬窓　26年3月で100回